



海外赴任期間の変更

第 234 回

岡野さん：みらい先生、こんにちは。

みらい：こんにちは。岡野さんの海外赴任も残すところ、あと半年ですね。

岡野さん：それが実は、業務の進行が早く進んでいまして、会社からも予定より早く帰国をするよう言われているのです。

みらい：それはなによりです。日本にいらっしゃるご家族も喜ぶますね。

岡野さん：そうですね。もともと、1年以上の予定でしたから半年で帰国ができて私も嬉しいです。

みらい：当初、1年以上の海外赴任の予定であったのならば、岡野さんは現在「非居住者」というわけですね。

岡野さん：そうなのです。会社から海外赴任を言い渡された際に1年以上との話があり、出国時に住民票除票の手続きをしています。しかし、「非居住者」は確か1年以上の海外赴任期間が条件でしたよね。私のように1年に満たずに帰国する場合、さかのぼって半年間「居住者」である手続きをしなければならないのでしょうか。

みらい：いいえ、たとえ実際の期間が1年未満となってしまう場合でもやむを得ない事情であれば、当初の見込み通りの期間で判断されます。岡野さんの場合も、会社から赴任前に1年以上の赴任期間と命じられていて、結果、半年で帰国を命じられたのならば、この半年間は「非居住者」として扱われるので安心して下さい。

岡野さん：それは安心しました。

みらい：ただ、さかのぼることはないですが海外現地法人の給与やその他海外での収入があれば、帰国前に確定申告する必要があるので国ごとで確認して下さいね。

岡野さん：帰国前に確認ができてよかったです。国ごとに税法が違うので確認が必要なのですね。

みらい：そうですね。ちなみに、今回の岡野さんのケースとは反対に、もともとが半年の海外赴任期間を命じられていたケースをご説明しておきますね。この

場合、半年から1年以上の赴任となることが分かった日から「非居住者」としての手続きが必要になります。先程の区別と同様に会社から命じられて赴任が1年以上になると分かった場合、会社で年末調整しておく必要があります。

岡野さん：なるほど。居住者、非居住者の線引きは見込みの赴任期間が重要になるのですね。

みらい：そうですね。社会保険においても居住者が非居住者かという点は重要ですから、住民票の手続きの際は注意しておいたほうがいいかもしれませんね。

岡野さん：社会保険というと私は日本の会社に在籍したままの海外赴任でしたので毎月の給与から社会保険料が控除されていましたが、こういった点に注意するのですか。

みらい：40歳以上から控除される介護保険料です。非居住者の場合、出国日の属する月から日本に居住していない期間においては介護保険料の免除をすることができます。ただし、日本の住民票を除票していることが条件です。帰国し居住者となる際も、出国時と同様に日本に住所を移した日の属する月から介護保険料が発生します。

岡野さん：出国・帰国の手続きも自分で行うので、注意して進めたいと思います。みらい先生ありがとうございました。

< 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

[本社：東京都千代田区・国内9拠点]

現地法人

・中国(北京・上海・深セン)・マレーシア(KL)

JapanDesk

・ベトナム・シンガポール・台湾・香港

・中国(大連)・インドネシア・フィリピン

・米国(LA)・ミャンマー・カンボジア

URL : <http://www.miraic.jp/>